



うるま市景観地区条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月28日

うるま市長 島袋俊夫

うるま市規則第26-2号

うるま市景観地区条例施行規則の一部を改正する規則

うるま市景観地区条例施行規則（平成27年うるま市規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第10条関係）

地区		緑化基準		
		緑地率及び緑被率	緑視率	その他
勝連南風原景観地区	本集落ゾーン	緑地率20%以上又は緑被率30%以上とする。ただし、建築物の高さが10m未満かつ建築面積が500㎡未満の場合については、緑地率10%以上又は緑被率20%以上とする。	—	敷地内緑化に当たっては、地域の植生と調和する種類を選ぶこととする。
	県道16号線ゾーン	緑地率20%以上又は緑被率30%以上とする。ただし、建築物の建築面積が500㎡未満の場合については、緑地率10%以上又は緑被率20%以上とする。	県道16号線沿道の緑視率を15%以上とする。	
	勝連城跡環境保全ゾーン	緑地率20%以上又は緑被率30%以上とする。ただし、建築物の建築面積が500㎡未満の場合については、緑地率10%以上又は緑被率20%以上とする。	—	
勝連浜比嘉景観地区		緑地率20%以上又は緑被率30%以上とする。ただし、建築物の建築面積が500㎡未満の場合については、緑地率10%以上又は緑被率20%以上とする。	—	敷地内緑化に当たっては、地域の植生と調和する種類を選ぶこととする。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のうるま市景観地区条例施行規則の規定は、施行の日以後に工事の着手があったものから適用し、施行の前日に工事の着手があったものには適用しない。